

I. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

1. 新たな価値を創造する事業展開の促進

(1) 売れる商品づくりや市場開拓等への挑戦に対してプラン策定の段階からの一貫した支援

- ・新たな活路を開いていくための新商品・サービスの開発等に対する一貫した支援を行い、新たな価値を創造する事業展開を促進するため、都道府県域を超える販路開拓や海外への事業展開など広域にわたる事業の展開や、知財戦略、株式公開戦略への初期段階からの一貫した対応、企業の商品開発段階からマーケティングを含む事業化支援など、高度な専門性を要する取組みに重点をおいた支援を行う。
- ・創業や中小企業の成長過程、事業の進捗段階におけるニーズに応じた総合的かつ一貫した経営支援を行うために職員やプロジェクトマネージャー等を配置するとともに、高度化・専門化する支援ニーズに対応するため、高度技術の事業化、広域的な販路開拓や国際展開等に精通した専門家の充実を図る。また、地域支援機関、技術開発支援機関（産業技術総合研究所、新エネルギー・産業技術総合開発機構、科学技術振興機構、公設試験研究機関等）、日本貿易振興機構、金融機関等と連携した中小企業支援を行う。
- ・支援事例を分析し、支援ノウハウを体系的に取りまとめるために支援事例集を作成するとともに、専門家の支援能力を向上させるための研修（支援ツール習得研修、支援事例研究等）を実施する。
- ・現下の経済環境の低迷は中小企業の業績に多大な影響を与えていることから、専門家の派遣開始から2年経過後の支援先の売上高の平均伸び率を25%以上向上させる目標について、その達成に努めることとする。また、派遣終了後の支援先に対して課題解決目標の達成状況に関する調査を実施し、4段階評価において上位2段階の評価を得る割合を80%以上とする。
- ・異分野中小企業の企業間連携による新商品・新サービス開発等の新事業活動への取組みを支援するため、本部及び各支部にプロジェクトマネージャー等を配置し、プロジェクト管理を徹底するとともに、機構が有する他の支援ツールやこれまでの支援ノウハウ等を活用することにより、ビジネスプランの作成から販路開拓に至るまで一貫した支援を行う。このことにより、認定後3年経過時点における事業化達成の割合を50%以上とする。
- ・また、事業化に係る経費を機構が助成した事業化支援事業について、既助成先企業に対するフォローアップ支援等を行う。

(2) 市場動向や経営・技術環境の変化に即応した質の高い支援

- ・優れた新商品等を持ちながら、単独での販路開拓が困難な中小企業者に対し、大都市圏

への販路開拓を支援する。支援に際しては、マーケティングの企画段階から市場動向等を踏まえた相談・助言等を行いつつ、外部専門家を活用した販路先へのアプローチを支援し、支援終了後1年以内において具体的な商談に至った割合を50%以上とする。

- ・ 中小企業の新しい技術、商品、サービス等の事業化などを促進させるため、多種多様な情報、販路、技術、人材等の経営資源を持つ大企業、技術シーズや知見・ノウハウなどを有する大学、研究機関等との連携を強化し、市場動向や経営・技術環境の変化に即応した支援を行う。

特に、キャピタル、金融機関、大企業、証券市場等の民間機関等との連携を強化し、新事業展開のためのネットワークを充実させる。

- ・ また、創業・ベンチャー企業を生み出す風土づくりやアントレプレナーシップの醸成のため、模範となる起業家の顕彰事業等を行う。

(3) マッチング機会の提供やファンド組成を通じた資金提供等の多様な支援

①販路、資金等のマッチング機会の提供

- ・ 全国的視点に立ち、中小企業の事業化に向けた販売先・業務提携先・資金提供者等の開拓を支援するマッチングの場を設ける。具体的には、中小企業等が開発した優れた製品、技術、サービス等を展示し、販売先・業務提携先などとのマッチングを促進する「中小企業総合展」等を開催する。資金調達については、中小企業等が投資家等に対し具体的なビジネスプランのプレゼンテーションを行い資金調達のマッチングを図る「ベンチャープラザ」等を開催する。事業の実施に際しては、地域支援機関等と連携し、有望な発表者・出展者及びマッチング目的に合致した来場者の募集を行う。

出展企業に対してマッチング効果を高めるためのセミナーやアドバイスの実施、フォローアップ支援等を行うことにより、事業実施後1年以内において具体的な商談やマッチングに至った割合を50%以上とする。

- ・ 中小企業者と販路開拓支援者とのマッチングを図るため、自ら開発した製品、サービス等を有する中小企業と多様なネットワークや豊富な経験を有する企業OB等からなる「販路ナビゲーター」とのマッチングの場を提供し、事業実施後1年以内において具体的な商談やマッチングに至った割合を50%以上とする。

②資金供給の円滑化により中小企業者のチャレンジを推進

- ・ 現下の厳しい経済環境を踏まえ、政策やキャピタル等のニーズに対応した取組み等を通じて、成長初期段階にある中小企業者や新事業展開等に取り組む中小企業者に投資を行うなど、政策的意義の高いファンドの組成を促進する。

なお、新規の出資にあたっては、投資先企業に対して継続的に経営支援を行うファンド運営者を選定できるよう、外部有識者等の意見を踏まえた慎重な出資審査を行う。

また、事業目的を踏まえた適切な事業運営や事業成果の向上を図るため、有識者等からなる外部評価委員会を設置し、運用実績や管理状況等の事業評価・検討を行う。

- ・ 組成後のファンドについては、ファンド運営者との面談機会を増大することなどにより、投資活動や投資先支援活動の実態把握を強化するとともに、ファンド運営のさらなる健

全化に向けて、ファンド毎のモニタリングシートを整備し、ファンド評価、支援等に活用する。さらに、投資先企業を層別に管理し、特に成長期待企業に対しては重点的に機構の支援ツールの提供等を行うこと等により、成長を支援する。また、ベンチャーキャピタルやベンチャー投資等の情報を整備するためのデータベースの構築を図る。

③ インキュベーションマネージャー等による事業化支援

- ・ 機構が整備・管理するインキュベーション施設において、インキュベーションマネージャー等による新製品・新技術の研究開発や新分野への進出を目指す入居者のニーズ・課題に対応した支援を行う。支援に際しては、機構の支援ツールや連携する地方公共団体、地域支援機関、大学等の持つ支援ツールを有効に活用するなど、事業化に向けた支援を行い、支援終了時における事業化割合を30%以上とする。
- ・ 全国のインキュベーション施設、地域支援機関等とのネットワークを強化するとともに、インキュベーション施設を運営する機関等への専門家の派遣やインキュベーションマネージャー等を対象とした支援能力向上のための研修等を行うことにより、全国のインキュベーション施設等における創業及び新事業展開等の支援の高度化を図る。
- ・ インキュベーション施設の入居率については、90%程度を確保する。

2. 経営基盤の強化

(1) 多様な支援機関・人材の「つながり力」を強化し連携により相乗効果を向上

① 地域支援機関などの支援機能の向上支援

1) 地域支援機関等のサポート体制の整備

- ・ 中小企業応援センターが行う事業が円滑に推進できるよう、全国的なネットワークを活かし、中小企業応援センターに対する専門家等による助言等の支援を行うほか、コーディネーター向け研修、手引書の作成、支援事例の分析・体系化等を行う。

また、中小企業応援センターが行う新現役を活用した中小企業とのマッチング支援が円滑に推進できるよう、全国的なネットワークを活かし、中小企業応援センターに対する専門家等による助言等の支援を行うほか、マッチング支援に資する研修、支援事例の共有化、新現役人材データベースの管理等を行う。

各事業における支援担当者等に対する研修については、研修の実施後において、受講者に対して「役立ち度」に関する調査を実施し、4段階評価において上位2段階の評価を得る割合を90%以上とする。

2) 支援ノウハウの提供等

- ・ 先進事例の成功要因等の分析を行い、中小企業の経営課題に関する最新の情報や支援ノ

ノウハウ・経営ノウハウ等を地域支援機関や中小企業等に提供する。

- ・全国9つの支部等がブロック内における中小企業支援体制の結節点となり、支援ノウハウや施策情報等の共有化を図ることを目的として、地域支援機関等との情報交換を密に行う。
- ・政策課題や施策の有効性に関する調査研究を行うほか、中小企業の景気動向を業種別・地域別に把握するための「中小企業景況調査」を実施し、インターネット等での提供やセミナー等の開催によりその普及を図る。

②地域支援機関職員等に対する研修の実施

- ・都道府県や地域支援機関の職員等に対して、中小企業の経営診断実習や中小企業の多種多様な事例による演習等を交えた実践的な研修を実施するとともに、中小企業の環境経営支援など新たな政策課題や中小企業支援施策をテーマとした農商工連携など新事業活動支援研修、モノづくり支援研修、まちづくり支援研修などの企画を充実させ実施する。
- ・支援機関の個別ニーズへの対応のための研修やオーダーメイド型の研修を行うなどして、各種の経営支援を担う人材の育成及び支援能力向上を図る。
- ・中小企業を支援する人材の経営支援能力の向上を目的とした「地域金融機関等職員研修」、中小企業診断士や税理士、公認会計士向けの「中小企業の経営計画策定を支援する研修」などを各地域のニーズに応じて企画し実施する。
また、より実践的な研修を行うため、中小企業支援に役立つ事例や新たな経営改善手法についての調査・研究や経営現場での検証を踏まえ、中小企業支援に役立つ多種多様な事例を盛り込んだ教材や研修プログラムを開発する。
- ・研修の実施後において、受講者に対して「役立ち度」に関する調査を実施し、4段階評価において上位2段階の評価を得る割合を90%以上とする。

(2) 中小企業の経営力強化に役立つノウハウや情報の提供

①経営情報等の提供機能の充実

- ・中小企業支援機関等が保有する情報を一元的に検索できるポータルサイトである中小企業ビジネス支援サイト（J-Net21）において、中小企業者からのニーズの高い資金等の施策情報、施策活用事例及び逆引きQ&A方式による施策情報等に関する内容を充実するほか、地方公共団体等が独自に実施する施策情報も引き続き提供する。また、農商工連携支援、地域資源活用プログラムを始めとした重点施策を中心に中小企業施策をわかりやすく提供し、J-Net21上での施策の普及に努める。
- ・J-Net21の多彩な情報（施策情報、経営情報、施策活用事例等）を利用者が有効に利用できるようカテゴリの整理を行い、ナビゲーション機能などをさらに工夫し、中期計画最終年度における目標である年間アクセス件数2,500万件以上を目指す。
- ・さらに、窓口相談等の経営相談、各種フォーラムやセミナー等の開催、関係機関との連携により、中小企業等への支援施策の浸透を図る。

②経営課題への円滑な対応

- ・生産性の向上、知的資産経営、知的財産、国際化、IT化、環境・省エネ、事業承継等

の特定の経営課題に関する情報蓄積・提供、相談、専門家・経営実務者の派遣等を行い、中小企業の経営基盤の強化を支援する。また、地域支援機関等との連携を強化することにより、迅速かつ効率的な支援を行う。相談については、その利用者に対して役立ち度に関する調査を実施し、4段階評価において上位2段階の評価を得る割合を90%以上とし、専門家・経営実務者派遣事業の利用者には、支援終了後において課題解決目標の達成状況に関する調査を実施し、4段階評価において上位2段階の評価を得る割合を80%以上とする。

- ・ 中小企業の国際化については、経営基盤の強化を通じた経営の高度化への革新プロセスの一環として、海外企業との業務提携や取引、海外進出等の海外展開を図る上での経営課題を解決するために、専門家による助言、ワークショップの開催等を行う。事業の実施にあたっては、日本貿易振興機構、国際協力機構、地域支援機関、金融機関等との連携を強化し、中小企業等への情報提供機能を充実する。
- ・ また、中小企業の国際展開を推進するため、日本貿易振興機構等と連携し、中小企業等が開発した製品、サービス等を海外の展示会に出展するなどにより、海外企業等とのマッチング機会を提供する。
- ・ さらに、中小企業の海外展開等に係る事業環境の整備、中小企業分野における経済協力・技術協力に関するニーズの増大等に対処するため、アジア太平洋経済協力会議（APEC）など中小企業関連の国際会議の場の活用や、海外の中小企業支援機関や国際協力機関等との連携・交流を図ることにより、我が国の施策情報の発信や海外の施策情報の収集等を行い、中小企業や中小企業支援者等に対して情報提供を行う。
- ・ モノづくり支援については、中小企業がモノ作り基盤技術の高度化に向けて行う研究開発を支援するため、既研究開発委託先に対してのフォローアップ支援等を行う。
- ・ 川上中小企業と川下製造業者等のネットワーク構築を図るため、フォーラム、交流会、展示会等を実施する。
- ・ 元気なモノ作り企業の取り組み等を広く普及させる「先進モノづくり企業フォーラム」を、経済産業局と連携して開催する。
- ・ 事業承継の円滑化支援については、中小企業の事業承継に関する課題について広範かつ高度にサポートするために、事業承継コーディネーターを配置し、中小企業応援センターとの連携をはじめ、地域支援機関、金融機関、士業団体等との事業承継支援ネットワークの強化を図る。また、施策説明会等を実施し、事業承継に係る普及・啓発を図る。さらに、後継者に悩む企業と事業の承継を希望する者とのマッチングを支援するデータベースを運営し、地域で事業承継を支援する機関が行うマッチング支援事業をサポートする。
- ・ 知的資産経営支援については、知的資産経営マニュアルや知的資産経営実践の指針等について、経営者向けや作成支援者向けのセミナー等の開催を通じ、普及・啓発を促進する。
- ・ 環境・省エネ等の経営課題に対して、中小企業のニーズに応じて、情報提供や経営支援等を行う。
また、技術的・資金的な要因により省エネルギー対策が困難な中小企業を対象に、エネルギー消費量を「見える化」する計測監視システムの導入等に関して資金的支援を行う。

- ・中小企業が必要な人材の確保等を図るため、中小企業が魅力ある企業情報等を発信していくための支援を行う。
- ・感性価値創造の推進に向け、日本の人・技・素材の素晴らしさを発信し、日本のものづくり中小企業等の更なる強化を図るため、感性価値創造ミュージアムを開催する。また、我が国の繊維ファッション中小企業等の更なる国際競争力強化、発展を図るため、日本ファッションウィークの開催等を支援する。

③経営者等の知見の充実等

1) 実践的な研修の実施

- ・中小企業の経営者及び管理者等の経営の基盤となる人材を育成するため、経営戦略の策定や財務、営業・マーケティング、生産管理等における企業の抱える課題に対し、自社の経営データを持ち寄った経営課題の解決や製造業における現場改善実習等といった実践的な研修を実施する。研修の実施にあたっては、企業の個々の問題解決や課題達成に資することを目的に、事例研究の活用、グループによるディスカッションや講師による指導などによる「気づき」を促すカリキュラムを策定するなどし、受講者の「役立ち度」の向上に努める。また、地方公共団体や地域支援機関、大学等との連携により、ものづくり企業支援、知的財産の活用、農商工連携など中小企業政策と密接に連携した研修や中小企業を取り巻く環境やニーズの変化に迅速に対応した研修を実施するなどし、研修の質的向上を図る。
- ・財務・管理会計の必要性の普及と理解を目指す「中小企業会計啓発・普及セミナー」については、「中小企業会計指針」、「税制改正」の動向を注視しつつ、実務的な研修内容となるよう見直しを行い、地域支援機関、金融機関等と連携し実施する。
- ・研修実施後において、受講者に対して「役立ち度」に関する調査を実施し、4段階評価において上位2段階の評価を得る割合を90%以上とする。

2) 官民競争入札等の導入

- ・民間競争入札を導入した中小企業大学校直方校及び旭川校における企業向け研修に係る業務及び施設の管理・運營業務について、当該業務が円滑に実施されるようモニタリングを行うとともに、業務実施状況を把握し、業務実績評価を行う。また、他の中小企業大学校における市場化テストの導入準備等を行う。

(3) 未来志向の地域経済の活性化への取組み

①中小企業者の連携・共同化の推進及び集積の活性化

1) 助言・診断と一体となった施設整備のための資金支援等

- ・中小企業者の連携・共同化の推進、中小企業の集積の活性化を図るため、外部専門家の活用や中小企業支援機関との連携等により、高度化事業に対するニーズ等を把握し、診断・助言、専門家派遣等を行い、案件組成につなげるとともに、高度化事業の利用が見込

まれる者に対しては、事業構想の初期段階から、機構の関与と都道府県への働きかけにより、事業計画の成立性を向上させる。

また、平成21年8月に施行された地域商店街活性化法に基づく市町村による高度化事業については、当該事業の実施を検討している市町村に対して、個別に説明会を開催するなど、制度の導入に向けた普及促進を図る。

さらに、中小企業等に対し、省エネルギー支援策等を紹介するなど、制度の活用に向けた普及促進を図る。

具体的には、新規案件の初期段階における現地支援等（制度説明、助言、診断）及び地域商店街活性化法に基づく市町村の高度化事業における市町村への導入支援を合わせて400件以上行う。

- ・このような支援を通じ、貸付後原則として3年を経過した利用者に対して、各貸付先があらかじめ設定した省エネ、生産性や集客力の向上等といった事業実施目標の達成状況に関する調査を実施し、4段階評価において上位2段階の評価を得る割合を80%以上とする。

2) 制度運営における改善等

- ・利用者のニーズ及び新たな政策課題に対応した制度改善に取り組むとともに、関係機関との連携強化や機構支援ツールの紹介等により利用者に対するサービス向上を図る。具体的には、貸付先に対し、省エネルギー支援策等を紹介するなど、貸付先のコスト削減に向けた取組みを支援するとともに、省エネルギー設備導入の際の資金調達手段として、高度化事業を普及・促進させる。

また、利用者の連帯保証における過度の負担を軽減するために規程等の改正を行った第三者保証の廃止及び限度額連帯保証制度の要件緩和について、都道府県に周知する。

- ・空きスペースを有する商業施設等については、貸付規程等を改定し、特例扱いによる自治体関連機関や大規模テナント等の入居を柔軟に認めており、さらなる施設の利用促進に向け、成功事例等を取りまとめ、都道府県担当者を対象とした研修等を開催し、その普及等を図る。
- ・正常償還先(据置期間中の貸付先を含む)に対するフォローアップを100先以上行う。具体的には、貸付先の決算書等の経営情報の整理・分析を行うとともに、外部専門家による巡回調査等を活用し、利用者(組合員を含む)の経営状況の把握を行い、経営支援が必要な先に対しては、助言・診断、専門家派遣等の経営支援を行う。
- ・債権区分が要注意債権・貸倒懸念債権に分類される貸付先で償還猶予先を重点支援先として位置づけ、機構の関与と都道府県への働きかけにより利用者(組合員を含む)に対して、経営改善計画策定等の支援を行う。具体的には、機構による経営改善計画策定や実行支援を30先程度行う。

②地域の経営資源の活用等による事業化支援

- ・地域資源の活用や農商工連携等による新商品・新サービスの開発等に取り組む中小企業を支援するため、本部及び各支部にプロジェクトマネージャー等を配置し、プロジェクト管理を徹底するとともに、機構が有する他の支援ツールやこれまでの支援ノウハウ等を活用することにより、ビジネスプランの作成から販路開拓に至るまで一貫した支援を行う。このことにより、認定後2年経過時点における事業化達成の割合を50%以上とする。

- ・商談会・アンテナショップ等の活用や大都市圏や全国規模で活動する流通業者等と連携した販路開拓支援を行う。

③中心市街地、商店街等における商業機能強化支援

- ・市町村又は中心市街地活性化協議会等が行う中心市街地活性化の効果的な取組みを支援するため、ハード・ソフトの両面にわたる総合的な診断・サポートを行い、商業機能及びマネジメント能力の向上を支援する。特に、中心市街地活性化協議会等に対し職員や外部専門家を派遣し、基本計画、特定民間中心市街地活性化事業計画等に関して地域住民のニーズ、組織・運営体制、都市機能における位置づけ等の観点からヒアリング・調査や必要な助言等を160地域以上行う。
- ・中心市街地活性化を支援するため、経済産業局、地方公共団体、関係団体等との連携を推進しつつ、中心市街地活性化を推進する人材の育成等を行う。
 - ・商店街等や中心市街地が抱える経営課題及び組織運営の課題の解決を支援するため、商店街組合、中心市街地活性化協議会等に対して、外部専門家を派遣し、適切な助言等を行う。これら専門家派遣事業の利用者に対して「役立ち度」に関する調査を実施し、4段階評価において上位2段階の評価を得る割合を90%以上とする。
- ・中心市街地活性化に資する施設の入居率については、90%程度を確保する。
- ・中心市街地活性化に係る債務保証については、地方公共団体や商業開発を担う民間企業等に対して、情報提供を行う。債務保証の申込みについては、標準審査期間100日以内に諾否を決定する案件の割合を80%以上とする。

3. 経営環境の変化への対応の円滑化

(1) 中小企業の事業再編・転換等の促進

①中小企業再生支援協議会への支援

- ・産活法に基づき各都道府県の商工会議所等に設置されている中小企業再生支援協議会の活動を支援するため、地域で不足している再生支援専門家の派遣、各協議会への助言・指導、再生に関する情報提供等を行う。
- ・各協議会の再生支援業務の高度化・標準化を図るため、各協議会の統括責任者補佐等や公認会計士、税理士、弁護士、中小企業診断士の専門家等を対象とした研修やセミナーを実施する。研修の受講者に対し「役立ち度」に関する調査を行い、4段階評価において上位2段階の評価を得る割合を90%以上とする。

②再生ファンドの組成促進等

- ・現下の厳しい経済環境を踏まえ、経済産業局、都道府県、中小企業再生支援協議会等との連携のもと、信用保証協会、地域金融機関、ファンド運営会社に対して制度説明や先進事例に関する情報提供等を積極的に行い、中小企業再生ファンドの組成促進を行う。

- ・ 組成後のファンドについては、継続的なモニタリング等を行うとともに、ファンド運営者に対して、再生事例の紹介や機構支援ツールの情報提供を通じて、再生支援を積極的に行う。
- ・ 生産性向上を図るための事業活動等に係る債務保証については、制度利用促進を図るため、金融機関等に対して情報提供を行う。債務保証の申込みについては、標準審査期間100日以内に諾否を決定する案件の割合を80%以上とする。

(2) 小規模企業共済制度及び中小企業倒産防止共済制度の確実な運営

① 加入促進対策の効果的な実施

- ・ 両共済の加入促進については、平成22年度加入促進計画を策定の上、地方公共団体、中小企業団体等との連携、協力を得ながら、期間加入促進運動（加入促進強調月間、確定申告期加入促進運動等）、地域別加入促進運動などを実施する業務委託団体・代理店の活動等を支援する。
また、制度の周知・普及を図るため、パンフレット・ポスター等の配布に加えて、関係機関等の発行する広報誌（紙）、専門誌（紙）を活用した広報にも積極的に取り組む。
- ・ これら活動により、平成22年度における加入目標件数を、小規模企業共済制度60,800件、中小企業倒産防止共済制度16,000件とする。

② 審査等業務の効率化

- ・ 各業務の事務分析結果に基づき、共済金の給付、貸付、審査等に係る事務手続きについて、外部委託比率等を念頭においた事務執行体制の見直しや業務・システムの改善等に取り組む。

③ 契約者サービスの向上

- ・ 加入者に「簡易」「迅速」「丁寧」「満足」を提供できる手続き・サービスの構築に向けて体系的に業務を見直し、契約者サービスの充実を図る。

1) 業務の見直しと手続きの迅速化

- ・ 契約者サービスの向上を図るため、様式記載事例の充実、応答要領の拡充、手続き書類のインターネットでの提供等を推進する。
- ・ 第174回通常国会（平成22年1月開会）で審議中の両共済法改正法案が可決・成立した場合には、同改正に併せ、契約申込書の改定、申込金廃止に伴う掛金収納の合理化等のためのシステム開発を推進する。
- ・ 中小企業倒産防止共済制度では、貸付審査事務の効率化や手続き書類の見直し等に加え、処理件数の増減に併せた柔軟な審査体制を構築し、引き続き、大規模倒産時などの処理件数急増時を除く「共済金貸付処理期間10営業日以内の案件比率80%以上」の目標維持に努める。

2) 契約者への情報提供の充実等

- ・電話相談業務では、相談応答マニュアル、応答要領の拡充を図りながら、継続的に業務改善を行うとともに、平成21年度の相談応答のあり方に係る検討結果を踏まえ、新たな相談応答システムの開発に着手する。
- ・相談応答案件から顧客ニーズを吸い上げ、制度や業務の改善に反映するほか、従来のホームページ等に加え、電子メール等を活用するなど、契約者サービスの向上に努める。
- ・なお、第174回通常国会（平成22年1月開会）で審議中の両共済法改正法案が可決・成立した場合には、両法の改正内容等について、小規模企業者、中小企業者等に対して、広く情報提供等を行う

（3）災害等への機動的な対応

- ・災害発生時においては、被災中小企業の速やかな回復に向けて、災害緊急相談窓口を設置するとともに、災害高度化融資の実施や小規模企業共済加入者の緊急的資金需要への迅速な対応などの支援策を講じる。また、大規模な自然災害等が発生した場合には、被害を受けた中小企業の借り入れについての利子補給等を行うため、都道府県が貸付けを行う基金の設置を支援する。

4. 期限の定められている業務

（1）政令によって期限が定められた産業用地分譲業務等の着実な実施

- ・企業の新たな設備投資動向については、景気の先行き不透明感などにより依然厳しい状況にある中、産業用地の利活用を促進していくため、地方公共団体、関係機関等との連携をさらに強化する。また、団地別に定めた利活用促進策について見直しを行い、本促進策に基づき、積極的に利活用の促進を図る。
- ・利活用の促進にあたっては、区画分割への柔軟な対応等、企業ニーズを踏まえた対応を行うとともに、多様な媒体、手法を用いた活動を行う。本年度も引き続き、現下の厳しい経済情勢等を勘案し、幅広い顧客層に対するアプローチを行うこととし、産業用地業務全体で企業訪問等、企業等との接触を7,000件以上行う。
- ・特に、利活用等が進んでいない産業用地については、具体的な成果が見込まれる対策を多角的に検討しつつ、実施するための工程を見直し、必要に応じて、地方公共団体、関係機関等と連携して研究会等を設置する等、利活用促進の具体化に向けた取組みを行う。

（2）その他の期限が定められている業務

① 繊維業務

- ・機構法に定める期限（平成22年5月末）までの間において、繊維関連団体等が販路開拓・マッチングのために実施する国内の展示会・求評会等に対する資金的支援や、繊維事業者等を支援する情報提供等を行う。

②産業集積活性化業務

- ・企業の新たな設備投資動向については、景気の先行き不透明感などにより依然厳しい状況にある中、産業用地の利活用を促進していくため、地方公共団体、関係機関等との連携をさらに強化する。また、団地別に定めた利活用促進策について見直しを行い、本促進策に基づき、積極的に利活用の促進を図る。
- ・利活用の促進にあたっては、区画分割への柔軟な対応等、企業ニーズを踏まえた対応を行うとともに、多様な媒体、手法を用いた活動を行う。本年度も引き続き、現下の厳しい経済情勢等を勘案し、幅広い顧客層に対するアプローチを行うこととし、産業用地業務全体で企業訪問等、企業等との接触を7,000件以上行う。
- ・旧特定産業集積の活性化に関する臨時措置法に基づき整備した工場、事業場については、機構法附則第8条の4の規定に従い着実な業務運営を行う。なお、入居企業等からの譲渡要望がある施設については、譲渡に向けた検討、交渉等を行う。

Ⅱ. 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置

1. 現場重視の組織運営

- ・業務の改善や新たなニーズに即応した事業に迅速かつ効果的に対応するため、組織や人員配置の柔軟かつ機動的な見直しを行うとともに、部門間・本部支部間の連携の一層の促進を図る。
- ・現場重視の視点から、地域の支部等に全職員の5割以上を重点的に配置（共済事業部門を除く）することなどにより、引き続き広域的な実施体制を整備する。
また、各経済産業局、地方公共団体、地域支援機関等との地域におけるネットワークの中で、機構は、支援事例や支援ノウハウ等有益な情報を提供することなどにより、これら関係機関との連携を強化し、中小企業に対する支援サービスの向上を図る。
- ・産業用地分譲業務については、期限までに確実に分譲等を進めていくため、必要に応じて本部と支部の体制の見直しを行い、連携強化を図りながら事業を推進する。

2. コーディネート能力等に優れた人材の育成と外部人材の有効活用

- ・職員に対する研修については、内部研修のほか、中小企業診断士養成課程、外部機関や関係省庁が実施する研修等への派遣を行い、質的向上に引き続き取り組む。また、職員の育成にあたっては、利用者と直接接する業務部署への配置等を通じて業務経験を積ませることなどにより、専門家活用能力やプロジェクトコーディネート能力等の向上を図られるよう配慮する。さらに、民間を含む中小企業支援機関等との人事交流等を行うことにより、様々な専門スキルを持った多彩な人材を確保・育成する。
- ・地域や中小企業者のニーズ等に応じて、特定分野における深い造詣を有する外部専門家を積極的に活用し、機構全体としての専門性・多様性の確保・強化を行う。外部専門家を活用するにあたっては、外部人材制度委員会での審議等を踏まえ、適正な運用を行う。

- ・人事評価制度（職員の業績・能力等を総合的に評価する制度）による21年度の評価結果を職員の賞与及び昇給の処遇に適正に反映させる。また、21年度の評価制度の運営結果を踏まえた制度改善の取組みや評価研修を引き続き実施するなどして、その適正な運用を図る。

3. 適切な評価を踏まえた業務の改善と新たなニーズへの対応

- ・中小企業者等と直接の接点となる部門が収集する施策利用者等の情報をもとに、「企画」、「実施」、「評価・検証」、「事業の再構築等」による事業評価を適切に行う。評価に際しては、機構が提供するサービスの量を定量的に示す事業成果（アウトプット）に加え、企業の成長を客観的に判断できる事業については、サービスの提供により生じた企業の業績等の事業効果（アウトカム）の観点からの評価を行う。そのため、事業実施にあたっては、施策利用者である企業の業績等の収集に努める。

- ・中小企業者、地域支援機関、有識者等からなる外部評価委員会を設置するなどして、事業実績の評価、今後の事業運営方針等について、客観的かつ幅広い視点から意見を求め、中小企業支援の質の向上に努める。

ファンド出資事業については、平成22年4月の事業仕分け結果を踏まえ、地域応援ファンドは廃止し、起業支援、成長支援、転業・再生支援等を強力に支援できる施策メニューの見直しを行う。

高度化事業については、平成22年4月の事業仕分け結果を踏まえ、「連鎖化事業」や「経営改革事業」など、政策意義が低下した事業については廃止の手続きを進めるとともに、事業メニューの見直しの検討を開始する。

事業評価が継続的に低い事業は原則廃止、効率化のための改善努力が見られない事業は原則縮小する一方で、事業効果の高い事業への重点化を行う。

中心市街地活性化法に基づく出資業務・債務保証業務、商業基盤施設に限定する高度化出資業務については、業務ニーズの的確な把握に努める。

また、支援現場において、地域や中小企業のニーズを吸い上げ、事業への速やかな対応を図る。支援ニーズ等については、各事業実施の中での支援先等からの収集に加え、中小企業経営者等からなる「お客様懇談会」を開催し把握する。

4. 業務運営の効率化

- ・一般管理費（退職手当を除く）については、毎年度平均で前年度比3%以上削減する。
- ・運営費交付金を充当して行う業務経費（退職手当を除く）については、新規追加部分を除き、毎年度平均で前年度比1%以上削減する。
- ・総人件費については、「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律（平成18年法律第47号）」等に基づく平成18年度からの5年間で5%以上を基本とする削減について、引き続き着実に実施するとともに、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006（平成18年7月7日閣議決定）」に基づき、人件費改革の取組みを引

き続き行う。

- ・ 給与水準についての検証を行い、これを維持する合理的な理由がない場合には必要な措置を講じることにより、給与水準の適正化に取り組むとともに、その取組状況を公表する。

- ・ その他管理費についても、削減努力を行う。

- ・ 契約（少額随意契約を除く。以下同じ。）については、新たに「随意契約見直し計画」を策定し、随意契約によることが真にやむを得ないもの以外は、一般競争入札等（競争入札及び企画競争・公募。以下同じ。）によるものとする。また、真にやむを得ない随意契約であっても一般競争入札等へ移行できるものがないか検討に着手する。

一般競争入札等を行う場合は、業務内容等を明確に示した仕様書の作成、競争参加資格の緩和、十分な公告期間の確保等、より多くの事業者が参加できる環境づくりに努め、競争性・透明性・公平性を確保する。なお、競争性の確保が十分になされなかった事例については、必要に応じて入札説明会に参加した者が応札・応募を辞退した理由をアンケート調査等により把握・分析するなどしてその後の改善に役立てる。

これらの取り組みについて、引き続き、契約担当者に対し説明会を開催する等周知徹底を図る。

さらに、一定基準以上の案件の調達方針については「入札・契約手続委員会」に事前に諮ることにより競争性・透明性・公平性を確保するとともに、公共工事を含む入札の結果については外部有識者や監事を委員とする「契約監視委員会」において点検を行い、指摘された事項についてはその後の調達手続きに着実に反映する。契約監視委員会の事務は、契約行為に直接携わらない監査統括室が担うことにより、執行・審査の相互けん制の確保を図る。

また、随意契約見直し計画に係る取組状況、契約監視委員会での審議概要等については、機構ホームページで公表する。

なお、入札・契約の適正な実施について、監事等による監査を受けるものとする。

- ・ 問題の早期発見と迅速な対応を図り、業務を効率化するため、四半期ごとに損益状況を確認するとともに、重要業績評価指標（KPI）等の活用により事業の進捗管理を徹底する。

- ・ 中小企業者等の負担に配慮しつつ、各種研修の受講料、専門家の派遣料については、適切な受益者負担の見直しに努めるとともに、インキュベーション施設等については、収支均衡を念頭に置きつつ施設運営を行い、自己収入の確保を図る。

- ・ 共済業務の業務・システムの最適化については、最適化計画に基づく平成21年度の取り組みを踏まえ、計画の実現を図るために業務効率化・合理化のためのシステム開発、業務改革に取り組む。

なお、第174回通常国会（平成22年1月開会）で審議中の両共済法改正法案が可決・成立した場合には、同改正に伴うシステム開発を優先的に実施することとし、最適化に係る開発着手時期について見直し等を行う。

また、機構WANの業務・システムの最適化については、前期中期目標期間において作成した最適化計画及び「個別情報システムのセキュリティ診断」の結果等を踏まえ、セキュリティ対策の強化、共通利用システムの信頼性の向上、ネットワークの信頼性の向上等を図る。

- ・平成21年度に内部統制の手法を構築した業務について、その運用・評価を行うなど、法令遵守に係る内部統制機能のさらなる拡充を図る。
また、ファンド出資事業、共済制度の運営等の重要な業務については、引き続き外部有識者等からなる評価委員会等の意見を聞きながら適切な業務運営を行うとともに、内部監査機能を充実する。

Ⅲ. 財務内容の改善に関する事項

1. 財務内容の改善

- ・小規模企業共済制度においては、基本ポートフォリオ（平成21年8月改定）、繰越欠損金削減計画（平成21年8月策定）、及び「運用の基本方針」に沿って、安全性と効率性に留意した資産運用を実施することで、繰越欠損金の着実な縮減を図る。
また、外部有識者で構成する「資産運用委員会」による助言と評価を受け資産運用に反映させる。
さらに、資産運用受託機関の運用成績を的確に評価し、変更等必要な対応を適時行えるよう運用受託機関のモニタリングを一層強化する。
なお、共済制度の資産運用状況に係る情報は、インターネットや加入者広報誌等で積極的に公開する。
- ・施設整備等勘定及び出資承継勘定については、収支を改善するための取組みを着実に実行する。
- ・産業投資特別会計から出資を受けて実施した出資承継勘定のベンチャー企業に対する出資については、投資先の経営状況を適切に把握するとともに、第二期中期計画期間中に適正に評価した価格での売却を基本とした全株式の処分を目指し、投資先企業等との協議を行う。
産業投資特別会計による出資承継勘定の出資先法人（三セク）に対する出資については、毎年度の決算の報告等を通じて、適切に経営状況の把握を行い、経営健全化計画を提出させるなど、事業運営の改善を求めるとし、事業運営の改善が見られず、経営状況の一層の悪化が見込まれる場合には、関係省庁及び他の出資者とも協議の上、可能な限り早期の株式処分を図る。
- ・その他出資事業については、出資先の経営状況を適切に把握するとともに、出資者として、当該事業の政策的意義、地域経済への諸影響に留意しつつ、業務の改善を求めるなど、株主としての権利を活用して適切に対処する。
- ・高度化事業については、「都道府県の債権管理に関する対応指針」に基づき、適切な債権分類を行った上で延滞債権のうち事業廃止している先等処分回収すべき先を中心に担保物件の処分や連帯保証人への請求による回収処理等を推進するため、都道府県に対する

支援を強化する。

具体的には、都道府県の債権管理・回収業務への支援策として、債権管理研究会の開催、債権管理アドバイザー業務、調査・アドバイザー業務及び回収委託支援業務を引き続き推進する。

併せて、回収不能な債権について、適切に償却を行うことにより不良債権処理を進める。なお、債権区分が要注意債権・貸倒債権に分類される貸付先については、不良債権化の防止と正常債権化に向けて、組合員等への支援を行う。

これらの取組み等を通じて、平成22年度末までに平成17年度末の不良債権額の半減を目指す。

- ・ 中小企業倒産防止共済制度における共済貸付金回収業務については、回収専門人材の活用及び専門的なノウハウの導入、回収業務のマニュアル化等を併用し、回収管理体制の強化を継続して実施する。
特に、延滞発生直後の案件については、早期対応や継続的なモニタリングを徹底するなど、要回収債権に係る管理措置の充実を図る。
なお、回収にあたっては、制度運営に支障を来さないよう着実な債権回収を進めるが、今般の経営環境の急激な悪化を踏まえ、債務者に対する慎重な対応に留意する。
- ・ 債務保証業務については、新規保証に係る代位弁済率の抑制を図るための確実な審査の実施及び債務保証先の業況に応じた適切な層別管理の実施、求償権の回収管理の徹底・適切な償却処理を行う。
- ・ 産業用地事業における土地譲渡割賦債権等については、本部及び支部が一体となって債務者の業況等のモニタリングを実施するとともに、個別債務先の財務内容を分析する等により、状況に応じた適切な措置を講じ、回収を進める。
- ・ このほか、財務の健全性を確保すべき業務については、そのための必要な措置を講じる。

2. 保有資産の見直し等

- ・ 職員宿舍の廃止・集約化に係る計画（平成20年3月策定）を踏まえ、所有宿舍跡地の売却を実行する。
- ・ 試作開発型事業促進施設について、経過業務期間終了後の売却又は地方公共団体への移管に向けた意向調査を開始する。
- ・ 工業用水道施設については、福岡県への早期移管に向け、引き続き交渉を進める。
- ・ 福利厚生施設として利用する共用持分権については、売却手続を完了する。
- ・ 第1種信用基金（28億円）を国庫納付する。
- ・ 第2種信用基金については、経過業務に係る債務保証残高の減少に応じて、不要額が生じれば随時国庫納付する。
- ・ 産業基盤整備勘定の出資等業務に係る出資金について、その一部（4億円）を国庫納付する。
- ・ 施設整備等勘定における出資先第3セクターの清算による平成22年度回収金を国庫納付する。

IV. 予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画

- （１）予算計画（別紙１）
- （２）収支計画（別紙２）
- （３）資金計画（別紙３）

V. 短期借入金の限度額

運営費交付金の受入の遅延、業務運営等に係る資金の暫定立て替え、その他予見し難い事象の発生等により生じた資金不足に対応するための短期借入金の限度額は、６１５億円とする。

VI. 重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画

職員宿舎の廃止・集約化に係る計画（平成２０年３月策定）を踏まえ、所有宿舎跡地を売却する。

VII. 剰余金の使途

各勘定に剰余金が発生した時には、後年度負担に配慮しつつ、各々の勘定の負担に帰属すべき次の使途に充当する。

- ・ 職員の資質向上のための研修等
- ・ 広報活動の充実
- ・ 任期付職員等の新規採用
- ・ 職場環境の改善、福利厚生の実施
- ・ 施設の充実、改修
- ・ 重点業務への充当（新事業展開の促進、経営基盤の強化、再生支援等）

VIII. その他主務省令で定める業務運営に関する事項

1. 施設及び設備に関する計画

- ・ 中小企業大学校の修繕、職員宿舎の耐震補強、改修工事等を行う。
 - ・ 工業用水道施設については、県への移管に係る設備の更新等を行う。
- また、工場、事業場の整備においては、地方公共団体から要請のあるものについて、事業採算性の確保等を勘案の上、法律に基づき整備を行うことがある。

2. 人事に関する計画（人員及び人件費の効率化に関する目標を含む。）

中小企業が置かれた厳しい経営環境に対応するための「体質の強化」、「成長する新事業への取組み」に対する支援業務に重点的に人員を配置する。その人員については、期限の定められた業務の終了、事業効果の低い業務の廃止、「官民競争入札等」の導入等によ

る人員削減により確保することを基本とし、人員の抑制につとめる。

3. 積立金の処分に関する事項

主務大臣の承認を受けた積立金については、下記の事業・業務等に充当するものとする。

- ・ 産業基盤整備勘定（第二種信用基金）に係る債務保証業務
- ・ 機構法附則第8条に掲げる旧繊維法に係る業務
- ・ 機構法附則第5条に掲げる産業用地分譲等業務

4. その他機構の業務の運営に関し必要な事項

本計画については、中小企業の経営環境や経済環境の急激な変化があった場合には、機動的かつ円滑な対応が可能となるよう見直しを行うことがある。

以上

別紙1

22年度計画(平成22年4月～平成23年3月)の予算

<一般勘定>

(単位:百万円)

区 分	金 額
収 入	61,492
運営費交付金	14,210
その他の補助金等	1,096
借入金等	281
貸付等回収金	39,879
貸付金利息	2,210
業務収入	2,148
運用収入	1,012
受託収入	468
その他収入	189
支 出	111,150
業務経費	20,718
貸付金	15,832
他勘定貸付金	17,000
出資金	54,500
受託経費	468
借入金等償還	1,200
支払利息	3
一般管理費	1,190
その他支出	240

※端数処理の関係で合計が合わないことがある。

< 産業基盤整備勘定 >

(単位:百万円)

区 分	金 額
収 入	1,369
業務収入	826
運用収入	543
その他収入	1
支 出	3,757
業務経費	135
出資金	200
代位弁済費	156
一般管理費	15
その他支出	3,250

※端数処理の関係で合計が合わないことがある。

<施設整備等勘定>

(単位:百万円)

区 分	金 額
収 入	2,572
その他の補助金等	6
貸付等回収金	263
貸付金利息	2
業務収入	2,275
運用収入	21
その他収入	5
支 出	4,008
業務経費	1,445
借入金等償還	2,124
支払利息	32
一般管理費	76
その他支出	331

※端数処理の関係で合計が合わないことがある。

<小規模企業共済勘定>

(単位:百万円)

区 分	金 額
収 入	1,166,936
運営費交付金	4,445
貸付等回収金	511,194
貸付金利息	8,111
業務収入	549,760
運用収入	92,889
その他収入	539
支 出	1,153,869
業務経費	591,910
貸付金	561,773
支払利息	42
一般管理費	145

※端数処理の関係で合計が合わないことがある。

< 中小企業倒産防止共済勘定 >

(単位:百万円)

区 分	金 額
収 入	127,583
運営費交付金	1,610
貸付等回収金	56,145
貸付金利息	178
業務収入	64,053
運用収入	5,591
その他収入	6
支 出	142,396
業務経費	59,461
貸付金	82,818
一般管理費	117

※端数処理の関係で合計が合わないことがある。

<工業再配置等業務特別勘定>

(単位:百万円)

区 分	金 額
収 入	6,848
借入金等	4,000
業務収入	2,746
運用収入	15
受託収入	84
その他収入	4
支 出	10,953
業務経費	1,579
受託経費	84
借入金等償還	9,100
支払利息	107
一般管理費	83

※端数処理の関係で合計が合わないことがある。

<産炭地域経過業務特別勘定>

(単位:百万円)

区 分	金 額
収 入	14,052
借入金等	13,000
貸付等回収金	292
貸付金利息	14
業務収入	638
運用収入	21
その他収入	87
支 出	15,384
業務経費	2,097
借入金等償還	13,087
支払利息	84
一般管理費	69
その他支出	47

※端数処理の関係で合計が合わないことがある。

< 出資承継勘定 >

(単位:百万円)

区 分	金 額
収 入	189
業務収入	167
運用収入	22
その他収入	0
支 出	129
業務経費	26
出資金	100
一般管理費	3

※端数処理の関係で合計が合わないことがある。

別紙2

22年度計画(平成22年4月～平成23年3月)の収支計画

＜一般勘定＞

(単位:百万円)

区 分	金 額
費用の部	34,908
經常費用	34,908
業務経費	27,088
受託経費	468
一般管理費	3,624
減価償却費	1,814
引当金繰入	1,870
財務費用	15
その他の費用	31
収益の部	22,224
經常収益	22,185
運営費交付金収益	14,209
補助金等収益	1,096
貸付金利息	2,120
事業収入	908
財務収益	2,108
受託収入	468
資産見返運営費交付金戻入	660
資産見返補助金等戻入	198
その他の収益	419
臨時利益	39
貸倒引当金戻入益	11
保証債務損失引当金戻入益	28
純利益(△純損失)	△ 12,684
前中期目標期間繰越積立金取崩割	438
総利益(△総損失)	△ 12,246

※端数処理の関係で合計が合わないことがある。

< 産業基盤整備勘定 >

(単位:百万円)

区 分	金 額
費用の部	3,758
経常費用	3,758
業務経費	116
一般管理費	39
引当金繰入	3,604
その他の費用	0
収益の部	1,359
経常収益	1,337
事業収入	804
財務収益	533
その他の収益	1
臨時利益	22
貸倒引当金戻入益	22
純利益 (△純損失)	△ 2,399
前中期目標期間繰越積立金取崩額	1,076
総利益 (△総損失)	△ 1,324

※端数処理の関係で合計が合わないことがある。

<施設整備等勘定>

(単位:百万円)

区 分	金 額
費用の部	2,465
経常費用	2,465
業務経費	2,165
一般管理費	262
減価償却費	0
財務費用	32
その他の費用	6
収益の部	2,451
経常収益	2,401
補助金等収益	6
貸付金利息	2
事業収入	2,368
財務収益	21
その他の収益	5
臨時利益	50
貸倒引当金戻入益	50
純利益(△純損失)	△ 14
総利益(△総損失)	△ 14

※端数処理の関係で合計が合わないことがある。

<小規模企業共済勘定>

(単位:百万円)

区 分	金 額
費用の部	650,036
経常費用	650,036
業務経費	649,527
一般管理費	404
減価償却費	103
財務費用	0
その他の費用	1
収益の部	661,563
経常収益	661,563
運営費交付金収益	4,445
貸付金利息	8,111
事業収入	648,652
財務収益	253
資産見返運営費交付金戻入	79
資産見返補助金戻入	15
その他の収益	7
純利益(△純損失)	11,527
総利益(△総損失)	11,527

※端数処理の関係で合計が合わないことがある。

< 中小企業倒産防止共済勘定 >

(単位:百万円)

区 分	金 額
費用の部	73,294
経常費用	73,294
業務経費	63,076
一般管理費	322
減価償却費	15
引当金等繰入	9,882
その他の費用	1
収益の部	73,299
経常収益	71,464
運営費交付金収益	1,610
事業収入	68,629
財務収益	1,205
資産見返運営費交付金戻入	14
資産見返補助金等戻入	0
その他の収益	6
臨時利益	1,835
完済手当金準備基金戻入益	195
異常危険準備基金戻入益	1,640
純利益(△純損失)	5
総利益(△総損失)	5

※端数処理の関係で合計が合わないことがある。

<工業再配置等業務特別勘定>

(単位:百万円)

区 分	金 額
費用の部	2,811
經常費用	2,811
業務経費	2,310
受託経費	84
一般管理費	303
減価償却費	0
財務費用	107
その他の費用	8
収益の部	2,501
經常収益	2,453
事業収入	2,351
財務収益	15
受託収入	84
その他の収益	4
臨時利益	48
貸倒引当金戻入益	48
純利益(△純損失)	△ 310
前中期目標期間繰越積立金取崩額	310
総利益(△総損失)	-

※端数処理の関係で合計が合わないことがある。

＜産炭地域経過業務特別勘定＞

(単位:百万円)

区 分	金 額
費用の部	1,815
經常費用	1,815
業務経費	1,447
一般管理費	244
引当金繰入	39
財務費用	84
その他の費用	2
収益の部	1,815
經常収益	1,815
補助金等収益	1,342
貸付金利息	14
事業収入	423
財務収益	21
資産見返補助金等戻入	9
その他の収益	7
純利益(△純損失)	-
総利益(△総損失)	-

※端数処理の関係で合計が合わないことがある。

< 出資承継勘定 >

(単位:百万円)

区 分	金 額
費用の部	170
経常費用	170
業務経費	162
一般管理費	8
その他の費用	0
収益の部	22
経常収益	22
事業収入	-
財務収益	22
純利益(△純損失)	△ 148
総利益(△総損失)	△ 148

※端数処理の関係で合計が合わないことがある。

別紙3

22年度計画(平成22年4月～平成23年3月)の資金計画

<一般勘定>

(単位:百万円)

区 分	金 額
資金支出	239,265
業務活動による支出	39,074
投資活動による支出	94,796
財務活動による支出	346
次事業年度への繰越金	105,048
資金収入	239,265
業務活動による収入	43,116
運営費交付金による収入	14,210
その他の補助金等	1,096
貸付等回収金	21,279
事業収入	2,417
受託収入	468
その他の収入	3,646
投資活動による収入	131,965
前事業年度よりの繰越金	64,184

※端数処理の関係で合計が合わないことがある。

< 産業基盤整備勘定 >

(単位:百万円)

区 分	金 額
資金支出	43,372
業務活動による支出	506
投資活動による支出	39,612
財務活動による支出	3,250
次事業年度への繰越金	3
資金収入	43,372
業務活動による収入	1,370
事業収入	826
その他の収入	544
投資活動による収入	42,000
前事業年度よりの繰越金	2

※端数処理の関係で合計が合わないことがある。

< 施設整備等勘定 >

(単位:百万円)

区 分	金 額
資金支出	9,054
業務活動による支出	1,550
投資活動による支出	3,300
財務活動による支出	2,555
次事業年度への繰越金	1,650
資金収入	9,054
業務活動による収入	2,584
その他の補助金等	15
貸付等回収金	263
事業収入	2,248
その他の収入	58
投資活動による収入	4,300
前事業年度よりの繰越金	2,170

※端数処理の関係で合計が合わないことがある。

<小規模企業共済勘定>

(単位:百万円)

区 分	金 額
資金支出	1,887,225
業務活動による支出	1,153,565
投資活動による支出	723,400
財務活動による支出	3
次事業年度への繰越金	10,258
資金収入	1,887,225
業務活動による収入	1,173,400
運営費交付金による収入	4,445
貸付等回収金	511,194
事業収入	550,553
その他の収入	107,209
投資活動による収入	703,543
前事業年度よりの繰越金	10,282

※端数処理の関係で合計が合わないことがある。

< 中小企業倒産防止共済勘定 >

(単位:百万円)

区 分	金 額
資金支出	282,580
業務活動による支出	142,692
投資活動による支出	139,700
次事業年度への繰越金	189
資金収入	282,580
業務活動による収入	128,038
運営費交付金による収入	1,610
貸付等回収金	56,145
事業収入	64,255
その他の収入	6,027
投資活動による収入	152,900
前事業年度よりの繰越金	1,642

※端数処理の関係で合計が合わないことがある。

<工業再配置等業務特別勘定>

(単位:百万円)

区 分	金 額
資金支出	11,074
業務活動による支出	1,862
財務活動による支出	9,100
次事業年度への繰越金	112
資金収入	11,074
業務活動による収入	2,853
事業収入	2,584
受託収入	84
その他の収入	185
投資活動による収入	4,000
財務活動による収入	4,000
前事業年度よりの繰越金	222

※端数処理の関係で合計が合わないことがある。

<産炭地域経過業務特別勘定>

(単位:百万円)

区 分	金 額
資金支出	24,825
業務活動による支出	1,556
投資活動による支出	9,926
財務活動による支出	13,087
次事業年度への繰越金	256
資金収入	24,825
業務活動による収入	990
貸付等回収金	292
事業収入	569
その他の収入	129
投資活動による収入	10,816
財務活動による収入	13,000
前事業年度よりの繰越金	19

※端数処理の関係で合計が合わないことがある。

< 出資承継勘定 >

(単位:百万円)

区 分	金 額
資金支出	11,140
業務活動による支出	129
投資活動による支出	11,002
次事業年度への繰越金	10
資金収入	11,140
業務活動による収入	192
事業収入	167
その他の収入	25
投資活動による収入	10,940
前事業年度よりの繰越金	9

※端数処理の関係で合計が合わないことがある。